

平成 16 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	大臣官房訟務部門		
施策等の名称	国の利害に関係のある争訟の処理		
目 標	基本目標		
	訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより，国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。		
	【基準年次：平成 1 6 年度 評価総括年次：平成 2 0 年度】		
	達成目標		
	訟務部門が処理する本訴事件の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。		
	指標	判決により終了した本訴事件の第 1 審のうち，審理期間が 2 年以内であったものの率	目標値等 100%
基本的考え方	1．課題・ニーズ 国民の権利利益が実現されるためには，公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であるところ，最近の内外の社会経済情勢等の変化に伴い，裁判がより迅速に行われることが国民の要請であり，その要請にこたえる司法制度の実現に寄与する。 2．目的・意図（当該施策の必要性） 我が国の裁判は，全体としては相当の迅速化が図られてきているが，複雑・専門的な事件や国民が注目する重大な事件等については，依然として長期間を要するものが少なくない状況にある。このような事件を含め，第 1 審の訴訟手続をできるだけ 2 年以内に終結させるという数値目標を設定し，関係者に対し，そのための努力を求めた裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い，訟務組織が追行する訴訟手続の適正・迅速化に努める。 3．当該施策の実施方法 適正・迅速な訴訟追行のため，訟務組織における人的・物的体制の充実・強化を図るとともに，所管行政庁等への迅速な訴訟対応に関する周知及び協力要請を行う。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	訟務組織が処理を担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては，個々の事件の性質や，相手方の訴訟対応，裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され，必ずしも訴訟の一方当事者のみが努力すれば裁判の迅速化が実現できるものではない。 特に，訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは，国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争の最終的な解決手段として提訴されるもので，行政の在り方をめぐって最も激しく対立し，その紛争が迅速に解決されるためには相当の困難を伴うこととなる。その中には，最先端の科学技術に関する訴訟，新たな法律問題を含む訴訟，多数の原告を擁する		

	訴訟，所管行政庁が存在しない訴訟などがあり，その処理に多くの困難と時間を要することとなる。このような事情は，裁判における審理の進行に影響を及ぼすものである。
測定方法等	1．測定時期：平成17年3月31日 2．測定方法等 訟務組織が処理する本案訴訟で，平成16年4月1日から平成17年3月31日までの1年間に地方裁判所において言渡しされた第1審判決のうち，訟務組織が訴状の送達を受け，又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内のものの率を算出した。
評価の内容	1．平成16年度に講じた施策（実施状況） 訴訟の迅速化のためには，訟務組織の訴訟追行体制の一層の整備・充実と所管行政庁等の訴訟追行への協力が不可欠であることから，準備書面作成支援システム（注）の充実等による訴訟追行の効率化を図るとともに，各種打合せ会において，裁判の迅速化に対応するための方策等について検討・協議し，その結果を担当職員へ周知し，かつ実践を徹底するなどして，審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図った。また，所管行政庁に対しては，平成17年4月1日から，改正行政事件訴訟法が施行されたが，今後も行政事件訴訟追行のより一層の迅速化を図るために，施行前において，行政事件訴訟の適正・迅速な対応についてより一層の協力を求める法務事務次官通知を発出するとともに，改正事項を簡潔にまとめた冊子の作成配布と所管行政庁等職員に対する説明会を随時開催した。 （注）準備書面作成支援システムとは，本省及び各法務局・地方法務局のパソコン，プリンタ，OCR装置（光学式文字読取装置），判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので，ネットワークで結ぶことによって，訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るもの。 2．評価結果 本案訴訟で平成16年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,101のうち，訟務組織が訴状の送達等を受け，又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のものの数は，859で，その率は78.0%であり，平成15年度に比し6.3ポイント上昇した。 これは，上記目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因が存することから，訟務組織の講じた施策が直ちに反映された結果であるとは即断し難いが，平成16年度に講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化，各種会議等における担当職員への周知徹底，平成15年度に講じた施策である所管行政庁等に対する裁判の迅速化に関する法律及び改正民事訴訟法の留意点をまとめた小冊子の配布による裁判の迅速な訴訟対応への協力要請等の成果もポイント上昇に寄与しているものと思われる，上記各施策は有効であったと考えられる。 ついては，引き続き，訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備のための各種施策を実施するとともに，所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るための各種施策を実施する必要がある。

	(参考) 年度別達成率 <table> <tr> <th>年 度</th><th>達 成 率</th></tr> <tr> <td>平成 1 5 年度</td><td>7 1 . 7 %</td></tr> <tr> <td>平成 1 6 年度</td><td>7 8 . 0 %</td></tr> </table>	年 度	達 成 率	平成 1 5 年度	7 1 . 7 %	平成 1 6 年度	7 8 . 0 %
年 度	達 成 率						
平成 1 5 年度	7 1 . 7 %						
平成 1 6 年度	7 8 . 0 %						
見直しの有無	特になし						
学識経験を有する者の知見の活用							
備 考							